

定 款

富山ライトレール株式会社

富山ライトレール株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、富山ライトレール株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉄道事業法に基づく第1種、第2種、第3種鉄道事業
- (2) 軌道法による運輸事業
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (4) 旅行業法に基づく旅行業
- (5) 工芸品、食料品、日用雑貨、煙草の販売
- (6) 医薬品販売
- (7) 飲食店業
- (8) 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有、管理及び運用
- (9) 車体、車内広告等の広告業
- (10) 駐車場の管理、運営
- (11) 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- (12) 損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務
- (13) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、40,000株とし、すべて普通株式とする。

(株券の種類)

第6条 当社の株式は、1株券、10株券、100株券、500株券及び

1, 000株券の5種類とし、端株券は発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第8条 当会社の株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿の閉鎖)

第9条 当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は、基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第11条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。

3 取締役会長に事故あるときは、社長がこれに当たり、会長及び社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。

2 代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない

い。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印する。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(定数)

第15条 当会社の取締役は15名以内とし、監査役は3名以内とする。

2 取締役に欠員が生じた場合は、法定の人数を欠かず且つ業務に支障がないときは、補欠選任を行わないことができる。

(選任)

第16条 取締役及び監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第18条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

(役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任する。

2 取締役会の決議により、必要に応じて取締役会長及び取締役副社長並びに専務取締役各若干名を置くことができる。

(業務執行)

第20条 取締役会長は取締役会を主宰する。取締役社長は、会社を代表し、株

主総会及び取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括し、会長に事故あるときはこれを代行する。

- 2 取締役副社長は、取締役社長を補佐し、会社業務を執行する。
- 3 専務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐し、会社の業務を分掌する。
- 4 取締役社長に事故等あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が職務を代行する。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又はこの定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

- 2 取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(顧問及び参与)

第24条 取締役会の決議により、顧問及び参与を置くことができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会規則による。

第5章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益配当)

第27条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。ただし、支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式9,960株とし、その発行価額は1株につき5万円とする。

(最初の営業年度)

第29条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第30条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式数は、次のとおりである。

住 所	富山県富山市新桜町7番38号
氏 名	富山市
引受株式数	普通株式3,300株

住 所	富山県富山市総曲輪二丁目1番3号
氏 名	富山商工会議所
引受株式数	普通株式200株

住 所	富山県富山市牛島町15番1号
氏 名	北陸電力株式会社
引受株式数	普通株式1,000株

住 所	富山県富山市牛島新町5番5号
-----	----------------

氏 名 株式会社インテック
引受株式数 普通株式 1, 0 0 0 株

住 所 富山県富山市桜町一丁目 1 番 3 6 号
氏 名 富山地方鉄道株式会社
引受株式数 普通株式 6 0 0 株
住 所 富山県富山市堤町通り一丁目 2 番 2 6 号
氏 名 株式会社北陸銀行
引受株式数 普通株式 4 8 0 株

住 所 富山県富山市総曲輪二丁目 2 番 8 号
氏 名 株式会社富山第一銀行
引受株式数 普通株式 4 8 0 株

住 所 富山県富山市城北町 2 番 3 6 号
氏 名 日本海ガス株式会社
引受株式数 普通株式 2 0 0 株